

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会会則

(名 称)

第1条 本会は、桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、桜島・錦江湾におけるジオパークに関する活動を地域一体となって推進していくことを通して、ジオの魅力・特性を生かした観光・交流の推進、自然科学への認識の向上及び郷土への愛着や誇りの醸成などを図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ジオパークに関わる企画・実施に関すること
- (2) ジオパークに関わる情報発信に関すること
- (3) その他第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること

(構 成)

第4条 協議会は、別表1に掲げるものをもって構成する。

(役 員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

2 監事は、公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会専務理事及び鹿児島市ホテル旅館組合理事長とする。

(役員の任期)

第7条 役員の前任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 役員は、その任期が満了した場合でも、後任者が就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。

3 欠員補充のため選任された役員の前任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の前務)

第8条 役員の前務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- (3) 監事は協議会の会計を監査する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の前議長は、会長がこれを務める。

3 会議は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 事業計画並びに予算及び決算に関すること。
- (2) 前各号に掲げるもののほか、事業に係る重要な事項に関すること

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

5 会長は、やむを得ない理由のため協議会を開催できないと認められる場合は、書面又は電磁的方法により、委員総数の過半数以上の可決をもって協議会の議決に代えることができる。この場合におい

て、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事会)

第10条 協議会の運営を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、事業計画並びに予算及び決算等を審議し、協議会に提案する。
- 3 幹事会は、協議会の事業に関する具体的な事項について検討する。
- 4 幹事会は、別表2に掲げるものをもって構成する。
- 5 幹事会に座長を置く。
- 6 座長は鹿児島市観光交流局観光交流部長とする。
- 7 座長の職務等については、第8条第1号及び第2号並びに前条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定を準用する。

(ワーキンググループ)

第11条 協議会の個別の事業に関する具体的な事項について検討し、その推進を図るため、幹事会に、ワーキンググループを置くことができる。

- 2 ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(学術アドバイザー)

第12条 協議会に、学術アドバイザーを置く。

- 2 学術アドバイザーは、別表3に掲げるものをもって構成する。
- 3 学術アドバイザーは、事業に関し必要に応じて助言を行う。

(事務局)

第13条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 協議会の事務局は、鹿児島市観光交流局観光交流部世界遺産・ジオパーク推進課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第14条 協議会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(会計期間)

第15条 協議会の会計期間は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第16条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この会則は、平成25年4月12日から施行する。
- 2 平成25年度の会計期間は、第14条の規定にかかわらず、平成25年4月12日から翌年3月31日までとする。

付 則

この会則は、平成26年4月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成27年4月22日から施行する。ただし、第12条第2項の改正規定は、平成27年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、平成29年4月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成30年5月7日から施行する。ただし、改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、平成31年3月28日から施行する。ただし、第13条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から適用する。

付 則

この会則は、令和2年4月30日から施行する。ただし、改正後の規定は、令和2年4月1日から適用する。

別表1（第4条関係）

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会委員

役 職	職 名
委 員	鹿児島市長
委 員	始良市長
委 員	垂水市長
委 員	鹿児島市副市長
委 員	国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所長
委 員	鹿児島地方気象台長
委 員	環境省九州地方環境事務所霧島錦江湾国立公園管理事務所長
委 員	林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署長
委 員	鹿児島県鹿児島地域振興局長
委 員	鹿児島県始良・伊佐地域振興局長
委 員	鹿児島県大隅地域振興局長
委 員	公益社団法人鹿児島県観光連盟専務理事
委 員	一般社団法人日本旅行業協会九州支部鹿児島県地区委員会委員長
委 員	鹿児島経済同友会幹事代表
委 員	公益社団法人鹿児島青年会議所理事長
委 員	国立大学法人京都大学火山活動研究センター長
委 員	国立大学法人鹿児島大学総合研究博物館長
委 員	公益財団法人鹿児島市水族館公社館長
委 員	鹿児島市立科学館長
委 員	鹿児島県立博物館長
委 員	石橋記念公園館長
委 員	鹿児島県地学会長
委 員	NPO 法人桜島ミュージアム理事長
委 員	NPO 法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会代表理事
委 員	NPO 法人くすの木自然館代表理事
委 員	桜島ジオサルク代表
委 員	たるみず山岳会代表
委 員	株式会社南日本新聞社営業局事業本部長
委 員	株式会社エフエム鹿児島代表取締役社長
委 員	鹿児島シティエフエム株式会社代表取締役社長
委 員	NPO 法人たるみずまちづくり放送理事長
委 員	株式会社あいらFM代表取締役
委 員	始良市観光協会会長
委 員	垂水市観光協会会長
委 員	鹿児島市観光交流局長
委 員	始良市企画部長
委 員	垂水市水産商工観光課長
監 事	公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会専務理事
監 事	鹿児島市ホテル旅館組合理事長

別表2（第10条関係）

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会幹事会幹事

役職	職名
座長	鹿児島市観光交流局観光交流部長
幹事	国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第二課長
幹事	鹿児島地方気象台防災管理官
幹事	環境省九州地方環境事務所霧島錦江湾国立公園管理事務所国立公園管理官
幹事	林野庁九州森林管理局鹿児島森林管理署森林技術指導官
幹事	鹿児島県鹿児島地域振興局総務企画部総務企画課長
幹事	鹿児島県始良・伊佐地域振興局総務企画部総務企画課長
幹事	鹿児島県大隅地域振興局総務企画部総務企画課長
幹事	公益財団法人鹿児島観光コンベンション協会事務局長
幹事	公益社団法人鹿児島県観光連盟事務局長
幹事	一般社団法人日本旅行業協会九州支部鹿児島県地区委員会副委員長
幹事	鹿児島市ホテル旅館組合主幹
幹事	鹿児島経済同友会事務局長
幹事	公益社団法人鹿児島青年会議所理事代表
幹事	NPO 法人桜島ミュージアム理事長
幹事	NPO 法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会代表理事
幹事	NPO 法人くすの木自然館代表理事
幹事	桜島ジオサルク代表
幹事	たるみず山岳会代表
幹事	鹿児島市企画財政局企画部長
幹事	鹿児島市危機管理局次長
幹事	鹿児島市環境局環境部長
幹事	鹿児島市教育委員会事務局教育部長
幹事	鹿児島市船舶局次長
幹事	始良市商工観光課長
幹事	始良市危機管理課長
幹事	始良市生活環境課長
幹事	始良市学校教育課長
幹事	垂水市総務課長
幹事	垂水市水産商工観光課長
幹事	垂水市生活環境課長
幹事	垂水市学校教育課長

別表3（第12条関係）

桜島・錦江湾ジオパーク推進協議会 学術アドバイザー

職 名	氏 名
国立大学法人京都大学防災研究所火山活動研究センター 教授	井口 正人
国立大学法人鹿児島大学 名誉教授	岩松 暉
国立大学法人鹿児島大学 名誉教授	大木 公彦
公益財団法人鹿児島市水族館公社 館長	佐々木 章
国立大学法人鹿児島大学 名誉教授	小林 哲夫
文化庁文化財部調査員	寺田 仁志
鹿児島大学かごしまCOCセンター 地域貢献部門特任教授	富永 茂人
NPO 法人まちづくり地域フォーラム・かごしま探検の会 代表理事	東川 隆太郎
株式会社島津興業尚古集成館 館長	松尾 千歳